

## はじめに

税理士損害賠償…略して「税賠」、ほとんどの人にとっては文章作成ソフトで正しく変換されない「税賠」が、税理士業界では標準的な用語になりつつあります。専門家責任訴訟の中でも税賠訴訟が数多く発生している原因是、毎年目まぐるしく変わる税制、そして、クライアントに生じた損害が1円単位まで数値として表現されてしまうことに尽きるでしょう。

税賠を予防するためには何が必要なのでしょうか。残念ながら、特効薬はないように思われます。もちろん、長年の経験とコツ、勘所と丁寧な作業、確認、これらのこと日々留意しつつ、複数名でのチェック体制を備えていれば、致命的なミスが発生してしまう可能性は非常に低くなるでしょう。

ただ、この世に完璧な人間はいません。自身では注意しているつもりであっても、ミスを上長に指摘される頻度が高い担当職員などの事務所にもいるでしょうし、普段は優秀な責任者であっても、ある日たまたまミスに気付かなかつた、ということも十分あり得ます。

本書では、長年実務に携わっている方からしたら、当たり前と思われることばかりが書かれています。しかし筆者は、この当たり前こそ重要だと思っています。当たり前のことが当たり前にできないために、税賠事故が発生してしまうのです。当たり前と思われることを誰かが失念してしまったとしても、また、ミスをしやすい人が行ったとしても、チーム内において、自然とミスが発見され対応できるフローを作り上げることがとても大切だと考えます。

税賠事故のうち、複雑な論点の確認漏れによるものは非常に少なく、事故のほとんどは、単純かつささいなことがきっかけで発生しています。後から考えたら、どうしてこんなミスをしてしまったのだろう…と思われるような事故が、毎年起っているのです。こんなこともチェックしていないなんて…普通はそんなミスはしないはず、など

と思わず、このようなミスも起こり得るのだ、という気持ちで本書を手に取っていただくと、少し意識も変わるかもしれません。

また、税賠の中には、税理士のミスで発生するものだけでなく、クライアントとの「言った、言わない」のトラブルがきっかけで発生するものも非常に多いことをご理解ください。後に水かけ論が起らないために、日々、クライアントとのやり取りにおいてどのような点に留意すべきなのかを考えていただけるよう、解説を厚くしたつもりです。数年後に発生してしまうかもしれない訴訟において、クライアントとの電話の内容を、どのように証拠として提出したらよいのかを考えながら過ごしてみると、日常業務に潜んだリスクに気付くかもしれません。

本書では様々なヒントを盛り込んだつもりですが、すべての事務所に当てはまるわけではありません。本書をたたき台として、事務所オリジナルの税賠予防策を構築していただければと思います。

本書の内容は筆者の個人的見解であり、所属する東京共同会計事務所の公式見解ではありません。また、記載内容の妥当性は法令等の改正や裁判例等により変化することがあります。個別事案の検討にあたっては、適切な専門家にご相談くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたり、温かく見守り、数多くのヒントをくださった株式会社日本法令の大澤有里氏、税賠事例につき、快く著作権の使用を許諾くださいました株式会社日税連保険サービス様、本書完成にご協力くださった弊所コンサルティング部の須田和彦氏、鈴木寛氏および鼓裕子氏、アドミニストレーション部リスクマネジメントチームにはこの場を借りてお礼を申し上げます。

令和4年12月  
税理士 窪澤朋子

## 目 次

### 第1章 税賠とは

I	税賠の概要	12
1	税賠のパターン	13
2	損害賠償請求が認められるためには	17
3	損害賠償請求の態様	18
4	過失相殺	22
II	賠償すべき額	24
III	税賠発生から解決まで	34
1	交渉段階	36
2	訴訟段階	48
3	紛議調停	63
IV	パターンに応じた予防策	67
1	税理士のミスが明らかである場合	67
2	税理士の責任の有無が争いとなる場合	68
3	契約書による具体的なリスクヘッジの手法	71

### 第2章 税賠保険事事故例の分析

I	消費税	84
1	届出書の提出失念	85
2	税区分の誤りの継続	99
3	税法の確実な理解	102
4	決算期に関する事前のアドバイス	104
II	所得税	106
1	各種特例の適用誤り	107
2	相続に関連した申告誤り	116
3	上場株式等に関連する誤り	119

## 目次

4	スポット対応が必要となる場合のリスク	124
5	繁忙期への対応	127
6	申告書の提出時期	129
7	不動産や株式の取得費と譲渡益	130
8	継続的なコミュニケーションの重要性	131
<b>III</b>	<b>法人税</b>	<b>133</b>
1	優遇税制の適用漏れ	134
2	事前確定届出給与に係る届出書の提出失念	142
3	青色申告承認申請書提出失念	146
4	更正の請求の期限超過	148
5	前期に適用していた特例や控除の適用漏れ	151
6	特殊法人の処理	153
<b>IV</b>	<b>相続・贈与税</b>	<b>155</b>
1	小規模宅地等の特例の適用	156
2	相続時精算課税制度選択届出書提出失念	160
3	土地や株式の評価の誤り	161
4	特定の相続人にのみ有利な分割の提案	163
5	円滑な資料の受領が行えない場合	166
6	調査があり得ることについて伝えておく	168
<b>V</b>	<b>事故の端緒</b>	<b>170</b>
1	自分で気付く	171
2	税務署からの指摘で発覚	177
3	依頼者からの指摘で発覚	179
4	税務調査にて発覚	184

## 第3章 税賠訴訟事例の分析

<b>I</b>	<b>DES事件</b>	<b>192</b>
1	事件の経緯	192

2	訴訟の経過	193
3	時系列の詳細とミスが起こった原因	194
4	訴訟における当事者の主張と裁判所の判断	206
5	B 法人の敗訴原因の分析	208
6	事件が起らなかった可能性の存在	211
<b>II</b>	<b>コンサル暴利事件</b>	<b>213</b>
1	事件の概要	213
2	事件が起らなかった背景	213
3	被告税理士が行った「コンサルティング」の内容	216
4	専門委員の判断	230
5	税務コンサルティングに関する留意事項	232
<b>III</b>	<b>タキゲン事件（税賠訴訟と税務訴訟）</b>	<b>234</b>
1	税務訴訟における経緯	234
2	税賠訴訟における経緯	235
3	本事件が発生した原因	236
4	税務訴訟と税賠訴訟との関連	238
5	税賠訴訟予防策としての税務訴訟	244
6	税務訴訟後の税賠訴訟	245
<b>IV</b>	<b>総則6項事件</b>	<b>247</b>
1	事案の概要	247
2	最高裁判決の内容	248
3	本事件の事情と別件の検討	249
4	今後の相続対策コンサルティングと税理士のリスク	252
5	相続税申告と本事件	255
6	税務訴訟敗訴後の税賠訴訟のリスク	256
<b>V</b>	<b>責任制限条項事件</b>	<b>258</b>
1	事案の概要	258
2	本事件の背景	259
3	責任制限条項の有効性	262
4	小規模宅地等の特例の適用	264

## 目次

- 5 控訴審の経過および判断 268
- 6 税賠保険幹事会社の補助参加人としての参加 269
- 7 責任制限条項の無効判決を受けた今後の税理士の対応 270

## 第4章 ミスやトラブルを減らすための環境整備

---

I 複数による担当・レビュー	276
1 届出書の提出漏れ 277	
2 担当者の体調不良等に伴う業務の滞留 278	
3 クライアントとのコミュニケーションの悪化 280	
II 品質管理および組織のレベルアップ	281
1 人員の配置 281	
2 チェックシートの完備 284	
3 レビュー担当者の配置 286	
4 形式チェック 287	
5 ミスのフィードバックおよび再発防止策の検討 287	
6 職員の研修とモチベーション 295	
7 情報漏洩防止策 298	

## 第5章 トラブル予防のための行動

---

I 記録に残りにくいやり取りを防止する訪問記録書	302
1 月次訪問と訪問記録 302	
2 訪問記録の作成 302	
3 訪問記録書のクライアントとの共有 308	
II 相談事項への対応	311
1 電話による場合 311	

2 メールによる場合	314
<b>III 申告書の作成</b>	<b>315</b>
1 把握している情報の整理	315
2 税務論点の検討およびその結果の記録	316
3 作業内容の記録	316
4 チェックシートを用いた確認や複数者によるレビューの実施	319
5 クライアントの処理に関する懸念点およびリスクの伝達	319
6 リスクの高い処理をクライアントが選択した際の確認書の取得	320
<b>IV 税務調査への対応</b>	<b>321</b>
1 税務調査に関する税理士とクライアントとの意識のギャップ	321
2 税務調査の事前準備	321
3 税務調査中の対応	323
<b>V 特殊な場合のリスク</b>	<b>330</b>
1 新規クライアントの受入時	330
2 クライアントから正確な資料が得られない場合	341
3 クライアントとのコミュニケーション頻度が低い場合	343
<b>VI 顧客の納得を得られるコンサルティング</b>	<b>345</b>
1 顧客にスキームを提案する場合の留意事項	346
2 事業承継税制のコンサルティング	354
<b>VII 効果的な証拠の残し方</b>	<b>359</b>
1 双方の意思が表示された文書	359
2 当方作成後相手方へ送信した文書（当時のもの）	362
3 当方作成文書（当時のもの）	363
<b>VIII 要注意クライアントへの対応</b>	<b>368</b>
1 要注意クライアントへの対応	368
2 脱税志向の納税者への説得	369
3 税理士側のリスクの認識	372

## 目次

4 要注意クライアントに関する所内での情報共有	374
-------------------------	-----

## 第6章 トラブル拡大回避のために

I もしものとき	376
1 内容証明が届いたとき	376
2 メールや電話等でクレームがあったとき	377
3 避けるべき独力での対応	378
4 他人同士のトラブルに自身が巻き込まれた場合	379
II 税賠事故と税賠保険	381
1 税賠保険の概要	381
2 税賠保険の加入割合	386
3 主契約と特約	389
4 支払限度額	393
5 税賠保険の請求	394
III 事例への最適解	396
1 訴訟となった場合のポイント	397
2 本事例の発生による再発防止策の検討	401

## ◎卷末資料

### 事故事例一覧

- ・2022年度事故事例 406
- ・2021年度事故事例 409
- ・2020年度事故事例 411
- ・2019年度事故事例 414
- ・2018年度事故事例 417
- ・2017年度事故事例 420
- ・2016年度事故事例 423

## 凡 例

「税理士職業賠償責任保険事故事例」 (日税連保険サービス)	本書掲載例	No.
2016 年度版	2016 年度事故事例	
2016 年 7 月 1 日～ 2017 年 6 月 30 日	2017 年度事故事例	
2017 年 7 月 1 日～ 2018 年 6 月 30 日	2018 年度事故事例	
2018 年 7 月 1 日～ 2019 年 6 月 30 日	2019 年度事故事例	
2019 年 7 月 1 日～ 2020 年 6 月 30 日	2020 年度事故事例	
2020 年 7 月 1 日～ 2021 年 6 月 30 日	2021 年度事故事例	
2021 年 7 月 1 日～ 2022 年 6 月 30 日	2022 年度事故事例	

卷末の事故事例一覧  
を参照ください

## 【法令等】

法令の主な略称は以下のとおりです。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
法法	法人税法
相法	相続税法
消法	消費税法
地法	地方税法
措法	租税特別措置法
民訴法	民事訴訟法
税理士令	税理士法施行令

(例) 所得税法第 10 条第 3 項第 4 号…所法 10 ③四

## 第1章

# 税賠とは

税賠が発生した場合、クライアントからは様々な「費用」の支払を求められる場合がありますが、たとえ税理士のミスが事故の原因であったとしても、クライアントが求める費用のすべてを負担しなければならないわけではありません。

実際には損害額はどのように算出されるのでしょうか。税賠が発生してから解決するまでの流れや、税賠が発生しにくい契約書の内容についても解説します。

# I 税賠の概要

税理士損害賠償請求事件は、略して税賠（ぜいぱい）とも呼ばれ、税理士が元クライアントなどに対して「損害」を与えたとして当該相手方から損害額の支払を求められる事件を総称しています。

税理士が損害賠償を請求されるのは、税理士が「税務の専門家」だからです。税理士法1条は、税理士が、「税務に関する専門家として、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」としています。

## ●税理士法（抜粋）

### （税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

### （税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理
- 二 税務書類の作成
- 三 税務相談

2 税理士は、前項に規定する業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

「専門家」というのは、世の中に数多く存在します。医師、弁護士、建築士、公認会計士、弁理士、看護師、薬剤師、教師、保育士…。これら専門家がミスをしてしまった場合に、そのミスによる損害額の算定が難しいケースは多いと思われます。医療過誤で幼い命が失われてしまった事件が大きく報道されたこともあります、それによる損害額がどの程度なのかについては、裁判例の趨勢はあるとしても、具体的な金額を算定するのは非常に難しいでしょう。特に、遺族にとっては、それがいくらであっても、到底納得できるものではありません。

ただ、税理士がミスをした場合には、円単位まで損害額が算出されることがほとんどです。最もミスが多い消費税の例でいえば、課税事業者選択届出書の提出を税理士が失念したことや、ある法人が10,052,300円の消費税の還付を受けられなかつたとすれば、損害額は明白です。

ミスをされた側の立場としては、このように金額が明白であるからこそ、その金額を税理士に対して請求したいという意向が強く働き、損害賠償請求という行動につながるわけです。

## ① 税賠のパターン

税賠のパターンとしては、大きく次の2つに分けられます。

### (1) 税理士のミスが明らかである場合

(原因) 税制に対する理解・知識の確認不足

- ① 税理士自らが気付く場合
- ② 他の税理士から指摘される場合

### (2) 税理士の責任の有無が争いとなる場合

(原因) クライアントの状況の認識不足・コミュニケーション不足

税理士側はミスをしたとの認識はなく、内容証明・訴状等が届いてトラブルとなる

## (1) 税理士のミスが明らかである場合

### ① 税理士自らが気付いた場合

この場合には、額にもよりますが、いわゆる「税賠」という状況まで至らないことも多いでしょう。例えば、202X年3月期の決算準備をしていた際、前期の申告書を見返していたところ、本来は適用可能な優遇税制（例：所得拡大促進税制）の適用が漏れていたことに気付くような場合です。

その他にも、自ら気付くきっかけはいくつかあります。

あるテーマの研修を受け、そこに出でた事例がクライアントの状況と酷似していた、他のクライアントから問合せを受け、調べていたところ別のクライアントの誤りに気付いた…この例のように、クライアントにとって過大申告となってしまっており、更正の請求を行っても過大となった税額を取り戻すことができない場合、税賠保険が下りるケースが多く、そうであれば、気付いたタイミングでクライアントに経緯を伝え謝罪したうえで、損害額を支払うことでのクライアントの納得を得る、というような経緯となります。このような経緯であれば、特段クライアントとの関係性も悪化することなく、従来と変わらず顧問契約が継続されることも多いでしょう。この場合でも、保険会社に対して税賠保険の事故報告を行うと事故1件とカウントされます（保険金の支払を受けるためには、事故報告が必須です）。株式会社日税連保険サービスが作成している2022年度事故事例（2頁）によると、2021年度の支払件数は581件、支払金額は17億7,000万円あり、必ずしもすべてにおいて当事者間の激しい争いが生じているわけではないといえます。

### ② 他の税理士から指摘される場合

こちらの場合には、少し状況が異なります。税賠が起こりやすいタイミングの1つには、税理士交代時があげられます。税理士の交

代には様々な理由がありますが、クライアントの規模拡大に伴い、より専門性の高い税理士に交代する等の円満交代でない限り、税務調査立会いの際の税理士の対応が不満であった、税理士の回答内容や対応に不満を抱き他の税理士に確認を求めたなど、前の税理士との関係が良好でなくなったことにより交代することが多いでしょう。

少なくとも、税理士が交代した際、前の税理士の取扱いをそのまま踏襲するのは担当税理士としてもリスクが高いため、自身の業務に取りかかる前に、前税理士が担当した前期の申告内容や税務調査での指摘事項、提出済の届出書などを詳細にチェックすることになるでしょう。その作業の際に前税理士の処理のミスが発覚するというのは非常によくあるパターンです。

この場合には、新税理士からクライアントに対してミスがあったことが伝えられ、その対応について新税理士とクライアントとで協議することになります。新税理士が更正の請求等を行うことで回復することができるミスであればまだよいのですが、そうでない場合、クライアントとしては不間に付すか、前税理士へ請求するかの判断を行うことになります。金額が小さく、かつ、今後は発生しないような論点であれば不間に付すこともできるかもしれません、看過できない場合もあるでしょう。

ここで、クライアントの状況も影響してきます。クライアントが上場企業、あるいは上場企業の子会社等の場合、税理士に対して損害賠償を請求できるにもかかわらず、それを行わないという行為は、役員という立場からすると、自身が所属する法人に損害を負わせることとなり、翻って自らの役員としての責任を問われる事態になります。新税理士として関与した場合にも、そのことも踏まえ、クライアントと協議する必要があるでしょう。

つまり、このようなケースでは、前税理士は損害賠償請求される可能性が高いということになります。顧問契約が終了した際、預かっていた資料等があれば一式返却することになりますが、後々確

認が必要となることも考慮し、既存のクライアントと同様、申告書作成時の作業ファイルややり取りに係る資料はデジタルデータ化するなどして確保しておくことが肝要です。

なお、このケースにおいては、税理士のミスが明らかであるため、争う余地はほとんどありません。元クライアントから請求された額（原則として、新税理士の指摘による額）が正しいかどうかを検証したうえで、肅々と賠償金の支払に応じることになることが想定されます。

## (2) 税理士の責任の有無が争いとなる場合

いわゆる「税賠事件」として、税務雑誌や税務記事で取り上げられるものは、ほとんどがこちらのケースに該当するでしょう。また、税理士とクライアントとで様々なやりとりをしていく中で、税理士のみに100%責任がある場合というのもそれほど多くはなく、一定程度はクライアントにも落ち度があることもあります。

ミスはしたかもしれないが、その情報はクライアントから明確には得られなかった、クライアントにはきちんと確認をしたが、必要な情報が一切得られなかっただけ、当該税制の適用はないものと判断した等々、事案によって状況は異なるものの、このケースでは、クライアント側の認識と税理士側の認識に食い違いがあり、その結果として生じた損害であるということができます。

この場合には、もしクライアントの言い分が正しければ税賠保険の適用を受けることができる可能性はありますが、まず訴訟において「損害額」がいくらになるかを確認する必要があります。訴訟において敗訴して初めて、損害額が確定することとなり、税賠保険の適用となります。

本書冒頭で、税理士に対する損害賠償請求では損害額が客観的かつ容易に算出できると書きましたが、それはあくまでも税理士の落ち度が100%であったとした場合、ということです。損害が生じ、税理士

側の債務不履行または不法行為が認定されたとしても、クライアントにも一定程度落ち度があったという場合には、全体の損害額を、税理士：クライアントが一定の割合（5:5、3:7、1:9など）で負担することがあります。これを、「過失相殺」と呼びます。

## ② 損害賠償請求が認められるためには

損害賠償請求が認められるためには、まず、「損害」が存在し、その損害と加害者（税理士側）の行為との間に因果関係がある必要があります。すなわち、税理士側からすれば、損害賠償請求をされたとしても、やみくもに「損害額」を支払う必要はなく、損害との「因果関係」の有無について、まず確認する必要があります。税賠訴訟においては、この「因果関係」の有無が争点となる場合が非常に多く、この判断にあたり税理士とクライアントとのやり取りなどの事実関係が関わってきます。もし因果関係があるということが明らかであれば、正しい「損害額」につき、クライアントへ支払わなければならない可能性が高いということになります。

税理士を訴えたい、という人の中には、損害額や因果関係のことは検討せず、感情論から提訴を希望する人がいます。例えばこんな例があります。

税務調査を受けた際、税理士にも隠していた売上があったことが見つかってしまい、修正申告を余儀なくされた。

その時の調査官の態度が非常に失礼で、気に入らなかったが、その調査官と税理士が仲良く話していて、結託しているのではないかと感じた。

この場合は、まず、税務調査により、納税者が本来納付すべき税額を納付することになったというだけですから、納税者が支払う本税は「損害額」には該当しません。また、納税者は、修正申告に伴い、本

税にプラスして延滞税や過少申告加算税を支払うことになりますが、これは納税者自身が脱税していたわけなので、納税者の故意または重過失による損害ということになります（ただし、このような場面で納税者が負担すべき重加算税につき、税理士に責任があるとして提訴された事例（税理士勝訴）もありますので要注意です）。

本件においては、税理士には全く過失はないと考えられます。税理士が売上高をきちんと確認すべきであったかどうかという点や、税務調査の対応をもっとうまくすべきであったという点は問題になり得ますが、税務調査の対応方法によって結論が変わったかどうかを考えると、通常は変わることはないでしょう。そうすると、税理士の税務調査時の態度は、納税者にとっては不快であったかもしれません、その態度と今回の損害とには一切因果関係はないのです。

損害額がいくらになるのか、また、損害との間に因果関係があるのか、これは、税賠訴訟において常に論点となります。税賠の記事や判決文を目にした際には、これらに注目しながら確認、整理すると判決が読みやすくなります。

### ③ 損害賠償請求の態様

税理士が損害賠償請求を受ける場合、「債務不履行による場合」と「不法行為による場合」とに分けられます。

#### (1) 債務不履行による損害賠償請求

債務不履行による損害賠償請求とは、税理士とクライアント間で締結している（していた）顧問契約書、業務委託契約書等の契約書に基づき、当該契約書に定められている税理士側の債務が履行されていない（履行遅滞もしくは履行不能）、または履行が不完全である（不完全履行）として請求されることをいいます（民法415）。

債務不履行による場合は、顧問契約・コンサルティング契約等、契

約の締結が前提となります。この場合、契約書の有無は問題とはなりません。契約を締結する際は、契約書を作成することが望ましいですが、契約自体は口頭でも成立するため、契約書が存在しない場合には、一般的に、税理士がクライアントに対して通常提供する役務の内容を基準としたうえで、具体的に当該税理士が委任者に対して提供していた役務の内容の実態をもとに、どのような契約が締結されていたかが推認されることになります。

債務不履行による損害賠償請求がなされる場合において、契約書が締結されていない場合には、業務を受任している側が専門家であることから、それだけ税理士側の善管注意義務を大きく認める判断がなされやすいことにも留意する必要があります。

例えば、税理士が作成した法人税申告書に誤りがあり、試験研究費の税額控除1,000万円が受けられなかったという事態が生じた場合には、契約書記載の受任業務である「甲（クライアント）の法人税の税務書類の作成業務」の履行が不完全であったということ、そして、その不完全履行の状態と試験研究費の税額控除が受けられなかった、という結果（損害1,000万円が実際に発生）との間に因果関係があれば、業務委託契約書に基づいた債務不履行があるという結論になるものと考えられます。

## (2) 不法行為による損害賠償請求

不法行為による損害賠償請求とは、顧問契約や業務委託契約等の契約の有無にかかわらず、税理士や担当職員が行った不法行為、すなわちこれらの者によって故意または過失によりクライアント等に損害を加える違法な行為が行われたことにより、クライアントや投資家・債権者等に損害が発生した場合、当該クライアント等に生じた損害を賠償すべきとして請求されることをいいます（民法709）。

上記（1）の場合には、相手方はクライアント（元クライアントを含みます）に限られますが、（2）においては、相手方はクライアン

トの場合もありますが、それだけでなく、クライアントに対して資金を拠出した投資家や債権者、またはクライアントをM&Aにより買収した者等が該当することもあります。

また、被告となる者も、税理士事務所の所長や税理士法人だけでなく、担当税理士や担当職員等もあり得るでしょう（資格を有さない担当職員が被告になる可能性はあまり高くないと思われますが、実際に被告になっている事例も存在します。提訴する側は被告を自由に選定できますので、関連者を幅広に被告とする可能性はあります）。

不法行為による損害賠償請求は、契約書の締結の有無や契約書の内容によるコントロールができません。クライアントが税理士に知らせずに何らかの不正に関与していた場合であっても、税理士が当該不正を認識していなかったことを示せるよう、クライアントとのやり取りの記録を残しておいたり、クライアントから受領した会計データのバージョンを明らかにしておいたりする等の自衛策を普段からしておく以外に対策はありません。

### (3) 消滅時効

不法行為による損害賠償請求ができる期限は、次のいずれかです（民法724）。

- 被害者が損害および加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 不法行為の時から20年間行使しないとき。

ここで、不法行為について留意すべき点は、2つ目の項目になります。すなわち、税理士法人側に何らかの過失があったとされた場合、その後20年間は、損害賠償請求をされる可能性があるということです。法人税法等の関係税法や会社法等による帳簿の保管期限は、7年ないし10年ですが、この期間をはるかに超えた20年間という期間、

来るべき損害賠償請求に対処する必要があるということです。

このことは、税法や会社法に従って10年程度で資料を破棄してしまうと、不法行為による損害賠償請求を受けた際に支障があるということを意味します。また、更正の請求が可能な期限を過ぎてしまった後に、更正の請求を行わなかったことにより損害が発生したとして提訴される可能性も存在するということになります。

新規受任時において、前任の税理士が処理を誤っていたことを発見した場合等のタイミングで、更正の請求が可能であることに気付いたときは、クライアントに連絡して当該事実を伝え、クライアントが更正の請求を行わないと判断した場合はその旨を残しておく必要があるものと思われます。

#### ◆図表1-I-1 債務不履行の場合および不法行為の場合の損害賠償請求の相違点

	債務不履行	不法行為
当事者	(元) クライアント	(元) クライアント、投資家、M&Aの買主など
立証責任	加害者側	被害者側
消滅時効等	① 被害者（債権者）が権利行使することができた時から5年間 ② 権利行使することができる時から10年間	① 被害者（債権者）が損害および加害者を知った時から3年間 ② 不法行為の時から20年間

このように、不法行為による損害賠償請求は、債務不履行による損害賠償請求に比べ、次のような特徴があります。

- 損害賠償請求の相手方が（元）クライアントとは限らないため、予測がつきにくい。
- 投資家等が相手方となる場合、訴額が高額になる可能性がある。
- 自身が契約当事者でなくとも被告となる場合がある（所属税理士等の場合）。

所長や代表社員という立場でなく、給与収入しか得ていない所属税理士が被告となる可能性があるという事実は衝撃的かもしれません。しかし、「専門家」である以上、経営者の立場でなくても税賠事件は非常に身近なところにある、ということを心しておきましょう。

## ④ 過失相殺

過失相殺とは、例えば損害額1,000万円について税理士側の責任があると判断されたうえで、その損害額1,000万円のうち、委任者（被害者）についても一定程度の落ち度（過失）があれば、過失の程度に応じて、損害額から差し引く（相殺する）ことをいいます。

上記の例（試験研究費の税額控除1,000万円が受けられなかった）で、過失相殺が認められるような場合、すなわち、委任者の落ち度として考えられるのは、主に次のようなことです。

- 会計データの完成・提出が遅れた。
- 税理士法人から、「試験研究費の税額控除」の制度について話を聞いたにもかかわらず、これに該当するような費用は発生していないと回答した。
- 税理士法人側から試験研究費に係る証憑を求められたにもかかわらず、期限までに提出ができなかった。
- 税理士法人側から試験研究費に係る証憑の内容について質問されたにもかかわらず、質問に対する回答が提供できなかった。

このような事情があれば、たとえ税理士側に責任があると判断されても、損害額全額を支払わなくて済む可能性があります。税賠訴訟の場面においては、このような事情の存在につき、税理士側の主張に盛り込むことになります（証拠の提出も必要となります）。

事案ごと、また事情によっても判断が異なってくる可能性がありますので、最終的な結論は様々です。ただし、税理士は専門家であるため、委任者側の過失は認められにくく、資料を提供するよう再三求め

### 窪澤 朋子（くぼさわ ともこ）

茨城県出身。上智大学外国语学部卒。税理士・損害保険プランナー。2003年税理士登録。2018年東京共同会計事務所入所。前職の鳥飼総合法律事務所で、14年にわたり、税務訴訟及び税賠訴訟の補佐人・不服申立の代理人を務める。同事務所で担当した主な事件に、ストック・オプション事件、ガーンジー島事件、グラクソ事件、外国籍孫事件等。

税賠案件では、税賠訴訟のほか、税理士紛議調停・訴訟前の交渉等、多数の案件に関与。税賠保険事故調査書のレビュー経験あり。

税理士法人に対し、クライアントとのやり取りに関するルールづくり、申告書・届出書提出の管理やコンサルティングの際の提案書作成など、税理士法人の組織体制の構築から、事務所職員に対する税賠予防の教育まで、リスク管理の視点から幅広く提案を行っている。

#### 【著書等】

- ・『税理士の専門家責任とトラブル未然防止策』（清文社、2013年12月・分担執筆）
- ・「税務トラブルを起こさない事務所の捷」（中央経済社「税務弘報」、2021年4月号～2022年4月号）等

#### 【セミナー】

- ・税理士賠償責任事件事例からみる事前予防策（2019・ビジネス会計人クラブ）等